

役員候補者推薦委員会規程

(目的)

第1条 本規程は、一般財団日本クラブユースサッカー連盟（以下「本連盟」という）の定款第26条及び役員規程第1条第2項に基づき定めるものであり、本連盟の役員の選任並びに会長、副会長、及び常務理事の選定にかかる役員候補者の選出に関する管理・運営方法について規定し、各種手続きを適正・適切に行うことを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において、「役員候補者」とは、改選期において次期の理事、監事、各委員会委員長及び名誉役員に選出される予定の者をいう。

(役員候補者推薦委員会)

第3条 役員候補者推薦委員会は、原則改選期前年度の10月理事会による承認によって設置され、第9条の理事会の終結の時をもって解散する。

(役員候補者推薦委員)

第4条 役員候補者推薦委員会は、5名で構成する。

- ② 本条第1項の委員の選出にあたり、原則、本年度を以て定年（理事上限年齢及び理事任期年数到達する理事）により退任予定の理事（特任理事を含む）、理事、監事及び外部有識者より5名を選出するものとする。
- ③ 役員候補者推薦委員会の委員長は委員の互選によって定める。
- ④ 役員候補者推薦委員は原則改選期前年度の10月理事会において選出する。
- ⑤ 前項における委員の選出にあたっては、理事会の決議により1名の補欠を予め選出し、委員に事故がある時又は委員が会長候補者となり委員としての任務を遂行できない時は補欠として選出されたものがその任務を行う。
- ⑥ 役員候補者推薦委員は、役員候補者推薦委員会の事務手続きが全て完了し、かつ、本連盟の定時評議員会及びその後の理事会において会長が選定され、就任したときをもって、役員候補者推薦委員を退任する。

(役員候補者推薦委員会の職務)

第5条 役員候補者推薦委員会は、次の職務を行う。

- (1) 理事会に対して推薦する役員候補者の資格審査に関する管理及び事務（事務局への委託を含む）
- (2) 理事会に対して推薦する役員候補者の選出に関する管理及び業務

(3) 前2号に関する議案の理事会への付議に関する業務

(4) その他選出に関する業務

② 前項において、役員候補者推薦委員会が選出する役員候補者は次のとおりとする。

(1) 理事候補者

(2) 監事候補者

(3) 各委員会の委員長候補者

(4) 名誉役員候補者

(役員候補者推薦委員会の決議)

第6条 役員候補者推薦委員会の決議は、役員候補者推薦委員の総数の過半数をもって行う。

② 前項の決議は、第5条第2項に定める役員候補者につき、1名ずつこれを行う。

③ 役員候補者推薦委員会は、前項の決議成立後、速やかに理事会に役員候補者リストを提出する。

(理事会の決定)

第7条 理事会は、前条において役員候補者推薦委員会より提出された役員候補者リストについて協議し、承認の決議を行った後、速やかに評議員会に役員候補者を通知する。

(評議員会による選任)

第8条 評議員会は、定款第26条第1項に基づき、理事会より付議された役員候補者における次の者の選任について協議し、決議を行う。

(1) 理事

(2) 監事

(理事会による選定)

第9条 前条の評議員会後に開催される理事会は、評議員会において選任された役員を含め、以下に掲げる者を選定する。

(1) 会長

(2) 副会長

(3) 専務理事

(4) 常務理事

(5) 事務局長

(6) 各委員会の委員長

(事務局)

第10条 役員候補者推薦委員会の事務手続き、運営手続きについては事務局が行う。

(文書保管)

第11条 役員候補者推薦委員会は、役員候補者の選定が終了した後、関連する全ての公式文書を本連盟事務局に引き渡すものとし、本連盟事務局はこれを10年間保管しなければならない。

(改正)

第12条 本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行う。

(施行)

第13条 本規程は、令和7年11月19日から施行する。